2026年10月30日
シルバーに関係する新たな法律を皆で勉強！









最重要研修会

9月30日開催の本研修会に参加されていない方は、必ず受講してください!!

こども性暴力防止法の研修会

本法律は、教育・保育・福祉等の現場において、こどもが性暴力の被害を受けることを防ぎ、安心できる環境をつくることを目的とされ、**こどもに関わる事業者に対して性暴力を未然に防ぐ仕組みを義務付ける法律**で、本年12月25日に施行される予定です。

当センターにおいても**教育・福祉などこどもに接する業務がこの法律に該当**します。研修会では、弁護士の先生が本法律をわかりやすく説明します。



安心して教育や保育を受けられる社会へ！

講　師　弁護士　橋本　亮太　氏
大阪瓦町法律事務所代表

開催日時

開催日	場　所	定員	時　間
10月30日(金)	クリエイトセンター 1F センターホール	426名	午前の部 - 10:30～12:00 午後の部 - 15:00～16:30
11月12日(木)	クリエイトセンター 2F 多目的ホール	125名	午前の部 - 10:30～12:00 午後の部 - 15:00～16:30
12月25日(金)	クリエイトセンター 1F センターホール	426名	午前の部 - 10:30～12:00 午後の部 - 15:00～16:30

参加要領

- 対　　象：前回の研修会(9月30日開催)に参加されていない会員の方は、必ず受講してください。
- 参加方法：下の「参加申込書」を茨木市シルバー人材センターへ持参または、FAXにて期限内に提出(電話申込も可)。
- 申込期限：各開催日の1週間前まで。

キ　リ　ト　リ

「子ども性暴力防止法の研修会」参加申込書

申込日：令和8年　月　日

会員番号		お名前	
参加希望日	□ 10月30日 □ 11月12日 □ 12月25日	参加希望時間	□午前の部　・　□午後の部

個人情報保護法の定めに従い、申込書に記載された個人情報は適正に保護および管理をおこないます。ご本人の同意がない限りは第三者に提供しません。また、提出された「申込書」は本催し終了後、速やかに適正な廃棄処分をおこないます。









